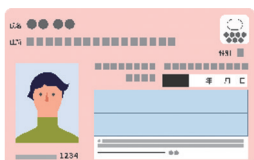


# 令和6年12月2日から、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます！

令和6年12月2日からマイナ保険証での受診を基本とする仕組みへ移行し、**保険証の新規発行（及び再交付）が終了になります**。令和6年12月2日以降、医療機関や薬局では以下の方法で医療保険の資格情報を確認します。

## 1 マイナ保険証

- 「マイナ保険証」を医療機関や薬局の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口に置くことで受付が始まります。画面の指示に沿って受付してください。



## マイナ保険証とは？

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

## マイナ保険証を使うメリット

「マイナ保険証」を使うメリットは、厚生労働省Webサイトをご覧ください▼



いいことがいっぱい！  
マイナ保険証を  
使ってみよう！

## 2 現行の保険証

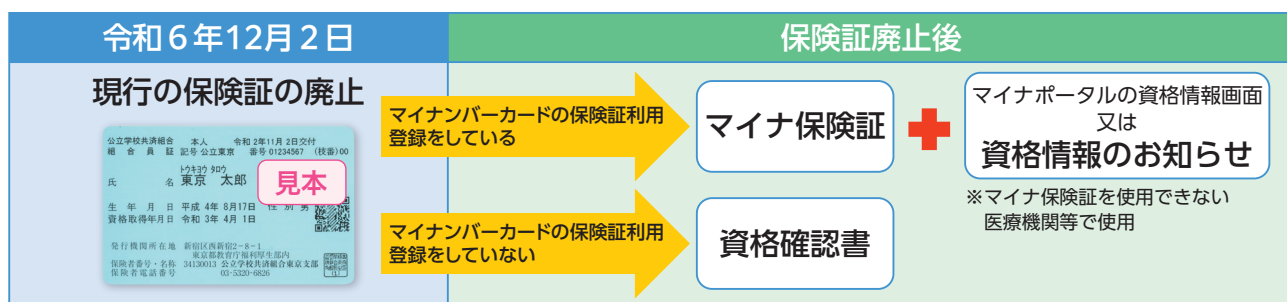
- 本年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、最長1年間は使用可能の見込みです。廃止に係る取り扱いについては詳細が決まり次第別途お知らせします。

## 3 資格情報のお知らせ

- 令和6年6月時点で被保険者資格をお持ちの方には、10月に「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を送付します。お手元に届きましたら、個人番号下4桁をご確認ください（※個人番号未登録の場合は、12月以降に「資格情報のお知らせ」等を送付することになります）。また、令和6年12月2日以降に新たに共済組合に加入した方には、自分の被保険者資格を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」が交付されます。
- マイナ保険証を利用できない医療機関等において、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

## 4 資格確認書

- マイナ保険証をお持ちでない方（保険証利用登録をしていない方）には、「資格確認書」を交付します。医療機関等において、「資格確認書」を提示すれば、引き続き保険診療を受けることができます（※交付の時期については詳細が決まり次第別途お知らせします）。



※経過措置として、現行の保険証は12月2日から最長1年間使用可能の見込み

## Q & A

**Q1** 現行の保険証を損傷・紛失した場合は、再交付してもらえますか？

**A1** 令和6年12月2日以降、現在のカードサイズ（縦54mm・横86mm）・プラスチックの保険証については再交付も終了します。このため、**現在お持ちの保険証の文字が見えづらくなっている方や保険証を紛失した方で、現行の保険証の交付を希望する方は、お早めに再交付申請をしてください。**

なお令和6年12月2日以降は、保険証を損傷・紛失した場合で、マイナ保険証の利用ができない方は「資格確認書」の交付申請をしていただくことになります。

**Q2** 「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」はどのようなものですか？

**A2** 「資格確認書」はハガキ型（縦128mm・横91mm）の厚紙になります。  
「資格情報のお知らせ」はA4版（縦297mm・横210mm）の普通紙になります。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826